

法人文書開示請求書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 殿

氏名又は名称：（法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名）

住所又は居所：（法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地）

〒

連絡先：（連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号）

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1. 請求する法人文書の名称等

（請求する法人文書が特定できるよう、文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2. 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに○印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> ①閲覧 ②写しの交付 ③その他（ ）

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料

300 円× 件＝ 円

納付方法

①現金持参 ②現金書留 ③郵便為替 ④口座振込

*この欄は記入しないでください。

備考

(受付印)

資料請求受付番号

情報公開窓口

「法人文書開示請求書」（裏面又は別添）

<記載に当たっての注意事項>

1. 「氏名又は名称」「住所又は居所」

個人で開示請求をする場合は、あなたの氏名、住所又は居所を、法人その他の団体の場合にあっては、その名称と代表者の氏名及び所在地を記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

2. 「連絡先」

手続を進める上で連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号等を記載してください。

連絡等を行う場合に、「氏名又は名称」欄に記載された本人と異なる方に行う必要があるときは、連絡担当者の氏名、住所及び電話番号を記載してください。

3. 「1. 請求する法人文書の名称等」

開示を請求する法人文書について、その名称、お知りになりたい情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

法人文書名が分からない等の場合は、情報公開窓口までお問い合わせください。

4. 「2. 求める開示の実施の方法等」

請求される法人文書について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

<法人文書開示請求書の提出方法について>

法人文書開示請求書に必要事項を記載して、開示請求手数料を添えて、情報公開窓口へ直接持参するか、封筒に「法人文書開示請求書在中」と朱書きで記載して次の宛先に郵送してください。

なお、ファクシミリ、電子メールでの開示請求は受け付けておりません。

[郵送宛先]
〒319-1184 茨城県那珂郡大宇根町石川765番地1
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 総務部 法務課

<開示請求手数料の納付について>

開示請求を行う場合には、1件の法人文書について300円の開示請求手数料を納付していただくこととなりますので、次の方法で納付してください。

①情報公開窓口へ直接持参する場合

現金（つり銭不可）又は手数料相当額の郵便為替（記載不要）で納付してください。

②総務部法務課へ郵送する場合

法人文書開示請求書に手数料相当額の郵便為替（記載不要）を添えて郵送又は現金書留にて郵送してください。

③口座振込で手数料を納付する場合

指定する口座へお振込みのうえ、振込を証明する証書のコピーを法人文書開示請求書とともに持参又は郵送してください。なお、証書のコピーは日付、氏名及び振込額以外の情報はマスキング（黒塗り）してください。また、ネットバンキング等利用の場合は振込が完了した旨の画面のスクリーンショットでも可です。

なお、納付に係る手数料は、開示請求者の負担となります。